

# 地方自治法、まずはこれ!!

自治体職員のための

# ようこそ 地方自治法

板垣勝彦<sup>[著]</sup> A5判・212頁 定価 本体2,000円+税

自治体職員のための

## ようこそ 地方自治法

板垣勝彦<sup>[著]</sup>



こんな本が欲しかった

初めて学ぶ新入職員にぴったり!  
初任者研修の教材にもぴったり!!

第一法規

- 初めて地方自治法に触れる読者にも分かりやすい!
- 法律書特有の難解な表現を極力用いない工夫をこらし、地方自治法の重要な要点をスムーズに理解!
- 条文は大事なところだけ引用し、注はコラムとして掲載! 図解も掲載し、理解をサポート!

### Chap. 1

#### 地方自治とはなにか

##### 1 「自治」の意味

最初に、「自治」の意味を考えてみましょう。「自治」とは、「自分たちのことは自分たちで決める」ことです。ですから、地方自治とは、国からは独立した地方公共団体（自治体）が、自分たちの地域に関することは可能な限り自分たちで決めていくという理念のことです。

##### 2 地方自治が必要な理由

###### (1) 国と地方

次に、なぜ国ではなく、地方が決める必要があるのか、考えてください。ここでよく耳にするのが、「国=悪、地方=善」と決めつける議論です。つまり、「国の政治家と霞が関官僚が結託してその利権のために地方を食い物にしているから、地方は正義を守るために自立しなければいけない」というような、いわば陰謀論の一種です。

しかし、この議論は単純にすぎるといえます。国というのは日本国民の集合体です。政治家（ここでは国会議員）とは日本国民すべての代表であり、霞が関官僚はその手足となって働いているにすぎません。国民の代表として選挙で選ばれた国会議員が行っている国の政治を、単純に「悪」と決めつけられる根拠はどこにあるのでしょうか。

自治体は、地域の住民の集合体であり、そこにも選挙で選ばれた政治家（長や議員）がいます。自治体職員が働いています。地方にも利権はあり、この構図は、国とほとんど変わりません。そうだとすれば、「国が悪い」という論理は、地方にも同様にあてはまるはずですが、地方の政治家と自治体職員が悪いこ

1



### Chap. 10

#### 自主立法権

##### 1 自主立法権

###### (1) 「法律の範囲内」における条例制定権

憲法94条は、地方公共団体が「法律の範囲内」で条例を制定することを認めています。つまり、自治体には、法令に違反しない限りにおいて、自ら法規を制定する権能（自主立法権）が認められているのです（法14条1項に同じ）。なお、憲法94条という「条例」には、議会が制定する条例以外に、長・委員会が制定する規則も含まれています。以下では、条例と規則を区別して説明します。

###### (2) 条例

条例とは、自治体が自主立法権に基づいて制定する自主法のことです。法律、政令、省令（あわせて「法令」という）といった国家法との違いに注意してください。条例は、長が議会に提案して議決・制定される場合がほとんどですが、議会の議員にも、議員定数の12分の1以上の賛成があれば、条例案を議会に提案することが認められています（法112条2項）。住民も、選挙権者総数の50分の1以上の者の選署を集めることで、長に対して条例の制定改廃を請求できます（法12条、74条。ただし、地方税や分担金、使用料、手数料の徴収に関わる条例を除く）。

議会に提案された条例案は、議会の議決を経て制定・改廃されます。議決があったときは、議長は、3日以内に議決書を長に送付し、長は送付を受けた日から20日以内に公布しなければなりません。特別の定めがなければ、条例は公布から10日を経過した日から施行されます（法16条）。

条例違反に対しては、2年以下の懲役・禁錮、100万円以下の罰金、拘留、

120



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 目次

## Chap. 1 地方自治とはなにか

- 1 「自治」の意味
- 2 地方自治が必要な理由
- 3 「地方自治の本旨」
- 4 まとめ

## Chap. 2 地方自治の「むかしといま」

- 1 わが国の地方自治の歴史
- 2 地方自治と法律
- 3 新たな分権の構想

## Chap. 3 自治体にはどのようなものがあるか

- 1 地方公共団体の種類
- 2 都道府県と市町村
- 3 「平成の大合併」
- 4 合併のメリットとデメリット
- 5 特別地方公共団体

## Chap. 4 自治体の住民

- 1 「住民」とは
- 2 住民の権利
- 3 住民の義務
- 4 住民参加・住民投票

## Chap. 5 自治体のしごと—自治事務と法定受託事務

- 1 地域における事務とその他の事務
- 2 自治事務と法定受託事務
- 3 以前の事務区分と分権改革による変更
- 4 条例による事務処理の特例
- 5 自治体相互の協力

## Chap. 6 国は自治体のしごとに口出しできるか—関与のしくみ

- 1 関与の三原則
- 2 関与の基本類型と具体例
- 3 関与に関連するしくみ
- 4 処理基準の設定
- 5 国と地方の間の紛争裁定のしくみ

## Chap. 7 自主行政権①—自治体の経済活動とまちづくりの手法

- 1 自治体の経済活動
- 2 まちづくりの手法

## Chap. 8 自主行政権②—決まりを守らない住民への対処と情報公開・個人情報保護

- 1 決まりを守らない住民への対処
- 2 情報公開・個人情報保護

## Chap. 9 自主財政権

- 1 地方財政のしくみ
- 2 地方債
- 3 地方税
- 4 地方交付税
- 5 国庫補助金、国庫負担金、国庫委託金

## Chap. 10 自主立法権

- 1 自主立法権
- 2 憲法と条例の関係
- 3 法律と条例の関係
- 4 様々な条例

## Chap. 11 自治体の組織①—議会と長

- 1 議会
- 2 長

## Chap. 12 自治体の組織②—委員会と委員、議会と長の関係、監査のしくみ

- 1 委員会と委員、附属機関、専門委員
- 2 議会と長の関係
- 3 監査のしくみ

## Chap. 13 住民監査請求と住民訴訟—住民による自治体のチェック

- 1 住民監査請求
- 2 住民訴訟
- 3 住民訴訟の諸問題

## Chap. 14 公の施設の管理

- 1 自治体の財産管理
- 2 公共事業の実施①—自治体と契約
- 3 公共事業の実施②—土地取得のしくみ
- 4 公の施設の利用権
- 5 公の施設の設置・管理責任
- 6 指定管理者とPFI

## Chap. 15 自治体職員が守るべき約束事—地方公務員法

- 1 自治体職員の採用
- 2 勤務関係の消滅
- 3 自治体職員の義務
- 4 自治体職員の責任
- 5 自治体職員の利益保護

今後の学習のために  
事項索引・判例索引



詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!